

令和4年4月3日

部長・組長 各位

自治会長 仲田 始

引継ぎ文書の保存期間について

新年度役員に引き継ぐ諸文書の保存期間は下記により取り扱って下さい。

記

1. 「訃報」「出産祝い申請書」「退会届」及びこれに類する文書については、1年とする。
2. 「町費徴収原簿」「消防費徴収簿」「法人町費徴収明細書」及びこれに類する文書については、5年とする。

以上